

「憲法」を学ぶ

第9回 司法による身体拘束

1月22日、日産自動車の前会長カルロス・ゴーン氏が会社法違反(特別背任)などの罪で起訴された事件で、東京地裁は保釈請求を却下する決定を出しました。ゴーン前会長が逮捕されてから、22日の時点で身体拘束は65日間に及んでおり、「人質司法」などと指摘する声も上がっています。今回はこの「人質司法」

東京北法律事務所

金井 知明弁護士

法についてお話しします。

人身の自由は、基本的人権の一つであり、憲法でも当然に保障されています。犯罪の疑いがある場合、捜査や裁判のために身体を拘束することが必要な場合もあります。身体拘束は、人身の自由を大きく制約することになるので必要最小限でなければなりません。憲法でも33条、34条で、逮捕には裁判官が発する令状を必要とし、その後の拘束の継続に

日本の司法制度による 身柄拘束は「人質司法」

しかし、実務は、必ずしも憲法の理念通りに行われていない実態があります。このため、日本の司法制度による身柄拘束は、「人質司法」と批判されることがあります。

また、指摘されるのが勾留される期間が長いこと



ついても理由を明示することや、弁護士依頼権を保障することを定め、安易な身体拘束を認めていません。

す。例えば、無罪となった元厚生労働事務次官の村木厚子氏は、164日間勾留されました。勾留期間が長くなるのは、1つは、日本では、事件を細かく分けて、別の事件だからという理由で何度も逮捕や勾留をするケースがあるからです。例えば、ゴーン前会長

の場合、金融商品取引法違反(有価証券報告書の虚偽記載の罪)の疑いで2度逮捕・勾留され、その後、特別背任罪で逮捕・勾留されており、今回のケースでは3つの罪で連続して逮捕・勾留されることとなりました。

また、起訴された後は、保釈を求めることができず、容疑を否認している場合は、「証拠隠滅のおそれがある」などの理由で認められないことが多いのが現実です。ゴーン前会長も、1月11日に3度目に逮捕・勾留された特別背任罪で起訴された後、これまで2度保釈請求をしました。が、いずれも認められず現在(1月24日)も身体拘束が続いています。前述の村木氏も3度の保釈請求が認められず、4度目の請求でようやく保釈が認められました。

「人質司法」と揶揄される、別の理由は、取り調べについて弁護士の同席が認められないからです。憲法では弁護士選任権(34条)や黙秘権(38条)を認めて

います。取調室において、被疑者が単独で捜査機関の圧力に負けずに取り調べを受け、又は黙秘権を行使することは難しいことです。弁護人を取調べに立ち会わせる権利は、弁護人の援助を受ける権利や黙秘権を実質的に保障するために必要なものです。諸外国(例えば、米、英、仏、独など)では弁護士立会の権利が認められており、批判の対象となつてはいます。

長期の身体拘束と、弁護人の同席を認めない取り調べ制度は、自由を強要させ冤罪を生み出す要因の一つになってはいます。憲法の理念に反する「人質司法」は見直さなければなりません。